

平成 30 年度 厚生労働科学研究費 障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野）
「障害児支援のサービスの質を向上させるための第三者評価方法の開発に関する研究」
分担研究報告書

スコットランドにおける福祉サービスの第三者評価システムと、日本医療機能評価機構における
第三者評価システムについての情報収集、並びに、九州地区の児童福祉施設に対する評価試行

研究分担者 松葉佐 正（熊本大学医学部小児科）
研究協力者 児玉 真美（日本ケアラー連盟）
小篠 史郎（熊本大学小児科）
百崎 謙（熊本大学小児科）

【研究要旨】

本年度は、班の計画に合わせて、九州地区において児童福祉施設に対する外部評価の試行を行った。また、スコットランドで 2018 年から施行されている新たな福祉サービス基準 **the Health and Social Care Standard** の全訳を行った。

評価試行については、幾つかの課題が浮かび上がった。これらは班全体の報告書に反映されている。スコットランドの新 **Standard** では、この度その達成基準 **Headline outcome** と原則 **principle** を明らかにし、**Standard** の全容を示した。

A. 研究目的

第三者評価（本研究班では「外部評価」と改称）の実施に向けた試行を行うこと、また、スコットランドのケア基準 **Health and Social Care Standard** を訳出することを目的とした。

B & C. 研究方法と結果

1. 施設評価の試行

研究班での評価者養成講座に、以下の協力者の方々に出席いただき、同意をいただいた以下の九州地区の児童福祉施設において、外部評価の試行を行っていただいた。

評価協力者（敬称略）：伊藤千春、小瀬 遥、小崎久美子、上田 学、山下明美、高田英津子、児玉真美、等々力寿純。これらの方々は、いずれも

障害児・者支援の分野で専門的な業務に携わっておられる。

評価協力施設：

佐賀整肢学園こども発達支援センター（佐賀市）
佐賀整肢学園からつ医療福祉センター（唐津市）
一般社団法人あまねいーはとーぶ（佐賀県小城市）
くまもと江津湖療育医療センター（熊本市）
株式会社 **LifeWell** 二本木事業所（熊本市）

佐賀整肢学園こども発達支援センターおよび、からつ医療福祉センター、また、くまもと江津湖療育医療センターでは、その実施事業のうち、医療型障害児入所施設に対する評価を行った。イーハトーブと **LifeWell** では放課後等デイサービスに対する評価を行った。イーハトーブでは 1 名、

他の施設では 2 名の評価者による評価を行った。評価結果は、班全体の報告書に反映されている。

2. スコットランドの新たな福祉サービス基準 Health and Social Care Standard の全訳を行った。

Health and Social Care Standard My support, my life.

はじめに

この Health and Social Care Standards (以下「Standard」) には、われわれがスコットランドで医療サービスや公的介護サービス、また、社会福祉サービスを利用する時に何を期待すべきかが規定されている。Standard は全ての人により良い成果をもたらすことを希求するものである—Standard は一人ひとりが敬意と尊厳をもって扱われることを保障し、全ての人々が享受するに値する基本的な人としての権利が支持されることを保障する。

Standard が目指していることは、人々をどのようにケアし支援するかについて、進歩を促し、柔軟性を推し進め、革新を奨励することである。全てのサービスおよび支援機関は、登録されているか否かにかかわらず、いかにして質の高いケアを達成するかについてのガイドラインとして、この Standard を用いるべきである。

なぜこの Standard が作成されたか？

Standard に規定されている様々な基準と達成時の成果は、公的サービス改革法 (スコットランド) 2010 の第 50 節と、国民医療サービス法 (スコットランド) 1978 第 10H 章に基づいて、スコットランド政府の権限が行使されて公にされた。Standard は、国民医療サービス法 (スコ

ットランド) 1978 の第 10 節の下で既に作成されている、従来の医療サービスに関する基準および成果に取って代わるものではないが、2002 年に出されたケア規制法 (スコットランド) 2001 の 5 節のもとで 2002 年に発布された、National Care Standards に代わることになる。

2018 年 1 月以降、Standard は、医療・ケアサービスの査察と監督、登録に関わる Care Inspectorate や Healthcare Improvement Scotland、その他の調査機関で念頭に置かれるであろう。

Standard はどのようなものか？

この文書を通して、達成基準と、人が期待できるケアの基準を述べた記述文の両方を指す集合的用語として、“standard”が用いられている。

達成基準は以下の 5 つである。

1. 私は、私に適した質の高いケアと支援を経験する。
2. 私は、私のケアと支援に関するあらゆる決定に十分に関与する。
3. 私は、私を支援しケアする人々を信頼している。
4. 私は、私のケアと支援を行う機関を信頼している。
5. 私は、その機関が支援のための土地と建物を提供するならば、質の高い環境を経験する。

それぞれの達成基準のあとに置かれた記述文は、目指す成果が実際にどのようなものを説明している。ただし、書かれている全ての言葉が、全てのサービスに当てはまるとは限らない。

Standard は 5 つの原則—尊厳と敬意、共感、インクルージョン、ニーズと要望に応えるケアと支援、および、ウェルビーイングで補強されて

いる。原則そのものは基準や成果ではなく、むしろ全ての人が期待するべき処遇を反映している。

Standard は誰のためのものか？

Standard は全ての人のためにある。年齢や能力に関係なく、われわれは皆同じ質の高いケアと支援を受ける資格がある。Care Inspectorate と Healthcare Improvement Scotland は、査察と品質保障を行うとき、また、現在登録中の、あるいは登録申請中のケア・医療サービスが、それにふさわしいかどうかを決定するに際して、**Standard** を考慮に入れる。われわれは、非登録のサービスも、**Standard** を質の高いケアを達成するためのガイドラインとして使用することを目指している。**Standard** は、幼児期のチャイルドマインディング（自宅での子ども預かり）、デイケアや、成人の家事援助や居宅介護から、病院やクリニック、ケアホームに至るまで、多岐にわたる範囲のサービスに適用可能である。

Standard は、サービスの設備基準を規定する法律に取って代わる、あるいは法律に適合する必要性を無くすようなものではない。医療サービスとケアサービスは、**Standard** を適用することに加えて、現行の法的基準と特定のサービスや分野に適用されるベスト・プラクティスガイダンスにこれまで通り従うことになる。

Standard は、医療・ケアサービスが質の高いケアと継続した改善を確実なものにするために支援する、関連法とベスト・プラクティスを補うために用いられるべきである。現在のベストプラクティスガイダンスは、Care Inspectorate と Healthcare Improvement Scotland のウェブサイトで見ることができる。

原則

A. 尊厳と敬意

- 私の人権は尊重され高められる。
- 私は個人として尊重され敬意をもって扱われる。
- 私は公平に扱われ差別を経験しない。
- 私のプライバシーは尊重される。

B. 共感

- 私は温かく愛情深い、育成の志の厚いケアと支援を経験する。
- 私のケアは、私のニーズと願望を理解しそれらに敏感な人々によって提供される。

C. インクルージョン

- 私は、正しい情報を的確なときに、私が理解できる方法で受け取る。
- 私は情報に基づく選択を行うよう支援される。それにより私のケアと支援をコントロールできる。
- 私はサービスの提供され方についての広い決定に関与し、私の提案や意見、関心事が考慮される。
- 私は、自分が属するコミュニティに十分に、活動的に参加することを支援される。

D. ニーズと要望に応える支援

- 私の健康と介護のニーズは、私が確かな支援とケアを適時に受けていることを確認するために評価され、さらに吟味される。
- 私のケアと支援は、私のニーズと選択、決定が変わったらそれに対応する。
- 私は一貫した人と方法によってケアと支援を受ける。
- もし私が不満を表明すれば、それは検討される。

E. ウェルビーイング

- 私は日常生活の好みと念願を聞かれ、

実現できるよう支援される。

- ・私は、自分に備わった能力を全て発揮するよう励まされる。
- ・私は情報に基づく選択を行うよう支援される。それによって個人的なリスクを背負うことになっても。
- ・私は安心していられ、ネグレクトや虐待、回避可能な危害から守られる。

達成基準 1. 私は、私に最適な質の高いケアと支援を経験する。

尊厳と敬意

- 1.1 私は、私のニーズや能力、性、年齢、信条、心理状態、人種、氏素性や性的志向にかかわりなく受け入れられ、尊重されている。
- 1.2 私の人権は守られて高められおり、差別を経験することはない。
- 1.3 もし私の自立と自律、選択が制限されることがあったら、それは適切な法によるものであり、あらゆる制限は正当で最小限であり、細心の注意をもって行われる。
- 1.4 もし私が密やかな個人的ケアを依頼したら、尊厳をもって、プライバシーと個人的な好みを尊重して行われる。
- 1.5 もし私が公衆の面前で支援とケアを受けるならば、分別と敬意をもって行われる。

共感

- 1.6 私の支援とケアを行う人々と機関は、本人の能力を引き出す姿勢を持ち、私の潜在能力を信じているから、私は人生を最大限に充実させる。
- 1.7 私は、配慮のもとに、私の人生の重大な変化（死または終末期を含んで）について話し合うことを支援される。
- 1.8 もし私が集団でのケアと支援を受けるなら

ば、その集団の大きさと構成は私に合ったものである。

インクルージョン

- 1.9 私は、私自身の経験やニーズ、願望の専門家であると見なされる。
- 1.10 私は、地域社会において私の望むやり方で市民として十分に参加することを支援される。
- 1.11 私は、安全を欠くおそれがなく、私も関わって決めたのであれば、私と同じサービスを利用するほかの人たちを含めた仲間と一緒に過ごすことができる。

ニーズと要望に応える支援

- (1) 私のケアと支援のニーズを評価すること
- 1.12 私は、私の初期段階の情緒的・心理的・社会的、そして身体的ニーズの評価に定期的に、また私のニーズが変わるときに、十分に参加する。
- 1.13 私は資格のある職員に評価されが、ほかの人たち、必要ならば専門家も評価に加わる。
- 1.14 私の未来のケアと支援のニーズは私の評価の一部で先取りされる。
- 1.15 私の個人的なプラン（ケアプランと言われることがある）は、私の願望と選択と同じくニーズが、どのように満たされるかから始まっているから、私に的確である。
- 1.16 継続的な代替ケアを必要とする児童または若者として、私はこのケアを不必要な遅れなく経験する。
- (2) 私のケアと支援を選択すること
- 1.17 私は、私のニーズを満たすために計画され、委任され、斡旋された可能な限り広範囲のサービスとサービス提供者から選ぶことができる。
- 1.18 私は、自分が受けることになる、計画されたケアや支援、治療法、介入について、コス

トも含めて、何が自分に的確かを決める前に、それらを理解するための時間を持ち、あらゆる必要な援助を受ける。

(3) 私のケアと支援を経験すること

- 1.19 私のケアと支援は私のニーズと合い、私に的確である。
- 1.20 私は、私が必要とし望んでいるケアを経験する的確な場所にいる。
- 1.21 私は、自分が望んで、それが可能なのであれば、私自身の家に住むことができるようになる。
- 1.22 私は、科学技術やその他の専門的な設備を用いることによって自立が可能になり、自分自身の健康とウェルビーイングをよりコントロールできるようになる。
- 1.23 私のニーズは、個別支援計画で取り決められているように、十分に満たされ、私の願望と選択は尊重されている。
- 1.24 私が経験するあらゆる治療や介入は安全で有効である。
ウェルビーイング
- 1.25 私は、積極的な生活を送り、一定の範囲のレクリエーション活動や社会的活動、創造的活動、運動と学習活動に毎日、室内と戸外を問わず参加することを選択できる。
- 1.26 私は1人で過ごすことを選択できる。
- 1.27 私は、もしそれが自分にとって的確ならば、教育と雇用の場において私の潜在能力を発揮することを支援される。
- 1.28 私は、健康とウェルビーイングに影響する、情報に基づく生活スタイルの選択を行うよう支援され、適切な検診と医療を受けることを援助される。
- 1.29 私は、精神的に強くなることや、自己のアイデンティティーとウェルビーイングの強い

感覚を持つこと、あらゆるトラウマやネグレクトの経験に対処することを支援される。

- 1.30 私は児童として、理解や、思考、探索と問題解決の技能が、想像力に富む遊びと読み聞かせを通したものを含めて、身につけていくことを楽しむ。
- 1.31 児童として、私の社会性と身体能力、信頼感、自信、創造性は、使用目的が固定されない天然の材料の使用を含んだ、組織化と自由選択がほどよくバランスされた広範囲の遊びを通して、発達する。
- 1.32 児童として、私は毎日戸外で遊び、その都度自然の環境を探索する。
食べることと飲むこと
- 1.33 私は適切に提供された、健康に良い食事とおやつを、新鮮な果物と野菜を含んで選択でき、また、メニュー作成にも参加できる。
- 1.34 もし私が食べることと飲むことに介助を要するならば、これらの介助は尊厳をもってなされ、私の個人的な好みは尊重される。
- 1.35 私は急がされないおやつと食事時間を、可能な限りリラックスした雰囲気の中で楽しむことができる。
- 1.36 私が望むなら、私はおやつや食事を、もしそれが適切であったら、サービスを利用している人や、そこで働いている人と分け合うことができる。
- 1.37 私の食事とおやつは、私の文化的ニーズや食生活上のニーズ、信条、嗜好に合っている。
- 1.38 もし適切であったら、私は自分の食事やおやつ、飲み物を、私が必要としたら支援してもらって、作ることを選択でき、また可能な場所で食用の植物を育て、調理し、食べることを選択できる。
- 1.39 私は常に新鮮な水を飲むことができる。

達成基準 2. 私は、私のケアと支援に関するあらゆる意思決定に十分に参加する。

尊厳と敬意

- 2.1 私は、そう望むなら自分のケアと支援を自分でコントロールすることができる。
- 2.2 私は、エンパワーメントによって力をつけて、できる限り自立し、自分の生活を自分でコントロールする。
- 2.3 私は、自分の様々な権利について理解し、それらの権利を護れるよう支援されている。
- 2.4 私は、そう望む時あるいは必要になった時には、独立したアドボカシー（権利擁護機関）を利用できるよう支援されている。
- 2.5 私は、金銭や身の回りの管理に手助けが必要になった時にも、できるかぎりそれらを自分でコントロールすることができる。また私が損害を被らないための手立てが講じられている。
- 2.6 私は、自立、コントロールと選択になんらかの制約を受けるならば、同意したり見直すなど、できる限りその決定に参加する。
- 2.7 私または支援機関が何らかの監視やモニターの機器を使う時には、それが必要であること、また行き過ぎた監視にならないことが保障されて、私の様々な権利が護られる。また、その機器の使い方を決める時には私も参加する。

共感

- 2.8 私は、私にも私のニーズにも配慮できる人たちによって、自分に適したやりかたで自分なりのペースでコミュニケーションをとることができるよう支援されて

いる。

インクルージョン

- 2.9 私は、自分に適した様式と言語で情報とアドバイスを受け取るので、理解することができる。
 - 2.10 私は、必要があれば翻訳サービスやコミュニケーション・ツールを利用することができる。それらの利用に当たっても、支援を受けられる。
 - 2.11 私の意見が常に求められ、私の選択は常に尊重される。それは私の意思決定能力が十分でなくなったとしても変わらない。
 - 2.12 私が自分で意思決定できない時には、介護者や中立のアドボケイト、公的または私的代理人など、私が何を望むかを知っている人の意見が求められ、考慮される。
 - 2.13 私の望みに反した意思決定が行われる場合には、私が理由を理解できるように支援が行われる。
 - 2.14 私は、自分に関するどの情報が他者に見せられるかを、すべて知らされている。
 - 2.15 私は、争いを解決し、ルールに合意し、他の人たちと前向きな関係を築く力を最大限に身に付けられるよう、支援される。
 - 2.16 私に里親がいる場合には、私が家族生活に十分に溶け込めるよう、里親一家が支援される。
- #### ニーズと要望に応えるケアと支援
- 2.17 私は、個別支援計画が作成されたり見直されたりする際には、そこに十分に参加する。私は個別支援計画をいつでも見ることができる。
 - 2.18 私は、私のウェルビーイングに適し

たやり方で家族や友人、パートナーとの関係を営むことができるよう支援される。

2.19 私は、人と友達になり、友達づきあいが続けられるよう、励ましと支援を受ける。そこには私と同年代の人たちも含まれている。

2.20 私は、現状から抜け出して別のサービス事業所を利用する必要を感じたり、そう望んだりした時には、その意思決定に十分に参加し、この変更が終わるまで適切に支援される。

ウェルビーイング

2.21 私がそう望むなら、活動や食事の準備など、日々のルーティーン仕事に参加する。

2.22 私は、興味関心のあるものや活動や、自分にとって大切なことを私の好きなやり方で続け、発展させていくことができる。

2.23 私が薬を飲まなければならない場合にも、できる限り自分でコントロールすることができる。

2.24 私は、日常生活で生じるリスクについて、十分に説明を受けて選び、決めることができる。また、生活の質を向上させる前向きなリスクの取り方ができるよう促される。

2.25 私は、リスクが大きく危険な行為や意思決定がどのような影響と事態をもたらすかについて、理解できるよう援助される。

2.26 私は、様々な支援機関がどのように私の健康とウェルビーイングを支えているかを知っており、望む時にはそれらの機関に連絡を取ることができるよう援助される。

2.27 児童として、私は遊びと活動を自分の好きなように進めていくことができる。また自分の年齢と段階に適した広範な経験と資源に自由に触れることができ、それによって生まれもった好奇心、学習能力、創造性に刺激を受ける。

達成基準 3. 私は、私を支援しケアする人々を信頼している。

尊厳と敬意

3.1 私は、丁寧で敬意に満ちた態度で私に話しかけ、また私の話には耳を傾け、私のケアと支援を第一に考えている支援者によるケアと支援を経験する。

3.2 私がいま住んでいる場所でケアと支援を受けるとしたら、支援者はこの暮らし方を私の暮らしの場として尊重する。

3.3 私は、支援者との間で互いにどのような接し方をしたいかを話し合っ意見をはっきり一致させており、それを尊重されている。

3.4 私は、これまでの私の医療と介護の経験とそれが今の私に及ぼしている影響を含め、私の過去について、しかるべき人たちが十分に周知していると信頼している。

3.5 児童または若者として、自分を肯定的に捉えられるよう、また信頼と安定感のある人間関係を作り維持できるように援助を受けている。

共感

3.6 私は、支援者がみんな温かく挨拶をし、自己紹介をしてくれるので、不安にならない。

3.7 私は、支援者たち相互の関係が良いので温かい雰囲気を経験する。

3.8 私は、私を支援しケアする人との間で、

互いに無理を感じない方法で信頼関係を築くことができる。

3.9 私は、私にとっても私を支援しケアする人にとっても適切な時に身体的な安楽が得られることを含め、支援されケアされるにあたって思いやりと共感を経験する。

3.9 児童または若者として、尊重されている、愛されている、安全だと感じている。

インクルージョン

3.11 私は、その日その日の支援とケアを誰が担当し、その人たちが何をする事になっているかを承知している。また、誰が私のケアと支援を行うかについて自分の意見を言うことができる。

3.12 私は、支援とケアを担当する人たちが私とコミュニケーションをとる時に、相手の言うことを理解することができる。

3.13 私は、私のニーズや選択や望みを尊重する支援者たちから一人の個人として扱われる。また私の将来のケアと支援について意思決定を行う人は誰であれ、私のことをちゃんと知っている。

ニーズと要望に応えるケアと支援

3.14 私の支援者は十分な訓練を受けて有能で仕事に熟達しており、また実践を振り返りながら職業倫理規約や組織の規約を守っているため、私はその人たちを信頼している。

3.15 私のニーズは適切な人数の支援者によって満たされている。

3.16 支援者たちには私の支援とケアをする時間がある。また私と話をする時間がある。

3.17 私は、手助けを求めた時などに支援者が迅速に対応してくれると信じている。

3.18 私の支援とケアを行う人たちは、問題が起こりそうな場面を予測し、心身の弱いところが分かっているれば気を付け、いざという時の対応策を念頭に置いている。

3.19 私のケアと支援は、支援者たちがうまく共働しているため一貫性があり、安定している。

ウェルビーイング

3.20 私は、自分の責任をきちんと理解している支援者たちによって、危害、ネグレクト、虐待、いじめ、搾取から守られている。

3.21 私は、私の健康状態とウェルビーイングが大きく悪化したり、気持ちが沈んだりする時や危害を受けるリスクがある時には、その兆候に敏感に気づき対応されるおかげで、危害から守られている。

3.22 私がもし自分や他の誰かの保護と安全に懸念を覚えた場合は、きちんと耳を傾けて真摯な対応をされる。そして、適切なアセスメントやしかるべき先への紹介が行われる。

3.23 私の姿が見えなくなった時には、支援者たちはすぐさま行動を起こし、私の捜索をし、警察その他の機関や私にとって大切な人たちと連携する。

3.24 私が自分や他の誰かを傷つける可能性がある時には、支援者たちには私と他の人たちを守る義務があり、そのためにしかるべき機関に連絡を取る可能性があることを、私は承知している。

3.25 私は自分が暮らすコミュニティで安全と感じ安心していられるよう、援助されている。

達成基準 4. 私は、私のケアと支援を行う機関を信頼している。

尊厳と敬意

4.1 私の人権は私の支援とケアを担う機関にとって中心的関心事である。

4.2 私の支援とケアを担う組織は、医療と福祉の格差問題への取り組みに協力している。

共感

4.3 私は、すべての人が尊重され価値を認められている場所でケアと支援を経験する。

4.4 私のケアと支援に問題が生じたり私の人権が尊重されなかったりした場合には、私は謝罪を受ける。また支援機関は自らの行為には責任をとる。

インクルージョン

4.5 私のケアと支援を提供する機関が自分に向いているかを決める前に、可能であればその支援サービスの現場を訪問し、私のケアと支援を提供する人々と会ってみることができる。

4.6 私の支援とケアを提供する機関がどのように仕事を進め、どのように発展すべきかについて、私は意味のある形で参加することができる。

4.7 私は、自分が利用しているサービスの改善に、真のパートナーシップの精神で参加できるよう積極的に促される。

4.8 私が自分のケアと支援についてどのように感じているかを、定期的にフィードバックできるよう支援される。また支援機関はそのフィードバックから学び、支援の改善に役立つ。

4.9 私は、可能であれば職員の採用と研修に参加することができる。

4.10 私が親（一等親の家族）と暮らすことができない児童または若者であるならば、私がそれを望み、またそれが可能かつ安全である限り、同胞（または兄弟姉妹）とともに他の親族と暮らすことができる。

ニーズと要望に応えるケアと支援

4.11 私は、しかるべきエビデンスとガイダンスとベスト・プラクティスに基づいた良質なケアと支援を経験する。

4.12 私が利用しているサービスが閉鎖されたり、私のニーズと望みに応えられなかったりする際には、私は前もって適切に通知され、代替えサービスを見つけるに当たっては私も参加する。

4.13 私が新しいサービスへの移行を計画する際には、十分な時間と支援を受けることができる。

4.14 私のケアと支援は、緊急事態や予期せぬ出来事が起こった場合も念頭に、計画的に安全な方法で提供される。

4.15 私は、仮にサービスや支援機関に変更があったとしても、私のニーズと好みと望みを承知している職員からの安定したケアと支援を経験する。

4.16 私は、見知っている職員から支援とケアを受けているので、一貫した継続性のある支援とケアを経験する。

4.17 私がチームで、あるいは複数の機関からの支援とケアを受ける場合には、全体がよくコーディネートされているおかげで、一貫した継続性のある支援とケアを経験する。

4.18 多様な機関が共働し、必要に応じて私に関する情報を迅速に共有することが、私にとっての利益となっている。また、私は、どのようにして私のプライバシーと

守秘が尊重されているかを理解している。

- 4.19 サービスの質を確保するためのしっかりした透明性の高いプロセスを有する機関で、常に改善を目指す文化があることが私の利益になっている。
- 4.20 私は、どうしたら自分のケアと支援について不服を申し立てられるか、不安があるときに声を上げることができるかを知っている。またそうするにあたって援助を得られる。
- 4.21 私に不安や不服がある時には、私との間で話し合いが行われ、そのために私が不利益を被ることなく問題への対処がされる。
- 4.22 私が必要なケアと支援を利用できない、あるいはケアと支援が遅れる場合には、支援者はその理由を説明し、私がふさわしい代替え案を探すのを援助する。
- ウェルビーイング*
- 4.23 私は、優れた指導者がいて良好な運営が行われているサービスと機関を利用する。
- 4.24 私を支援しケアする職員は適切かつ安全に雇用された人たちだと、私は信頼している。
- 4.25 私は、職員が私の支援と介護の方法を常に刷新していくよう促されていると信頼している。
- 4.26 私に介護者がいるならば、その人のニーズにもアセスメントが行われ、支援が提供される。
- 4.27 私は、支援者が必要な情報と資源を与えられているおかげで、良質なケアと支援を経験する。

達成基準 5. 私は、その機関が土地と建物

を提供するならば、質の高い環境を経験する。

尊厳と敬意

- 5.1 土地と建物は良質なケアと支援ができるよう設計され工夫されているので、私は、アクセス可能な屋外スペースを含め、自分だけの空間とみんなと共有する空間の両方をバランスよく利用することができる。
- 5.2 私は、自分が利用するどの部屋からもトイレにアクセスが可能で、必要な時に使うことができる。
- 5.3 私には、私物を置いておけるアクセス可能で安全な場所がある。
- 5.4 私が密やかな個人的ケアを必要とする時には、そうしたケアに適した場所がある。必要であれば水道もある。

共感

- 5.5 私は、自分に適した規模のサービスを経験する。
- 5.6 私が集団でのケアと支援を利用するならば、アットホームな環境で、リラックスできる柔らかい家具が備えられた、心地よい空間を使うことができる。
- 5.7 私がケアホームで暮らしているならば、その土地と建物は少人数での生活を経験できるように設計され、機能的に整備されている。それが可能な場所では、キッチンを使うこともできる。

インクルージョン

- 5.8 私は、自分がそう望み、それが安全である限り、私にとって大切な人々と地元地域になるべく近いサービスを経験する。
- 5.9 私は、その土地と建物の立地と専門性のおかげで、適切な範囲で地域のコミュニティの一員として活動に参加すること

ができるので、孤立することなくケアと支援を経験する。

5.10 私が24時間のケアを経験するならば、電話、ラジオ、テレビとインターネットへのアクセスを含め、私は人や情報と繋がっている。

5.11 私は、私が利用する土地と建物の各所に自分の判断だけでアクセスすることができる。また施設的环境はそれができやすいように設計されている。

5.12 私がケアホームで暮らしているならば、自分の居室の灯り、換気、空調とセキュリティを自分でコントロールすることができる。

5.13 私がケアホームで暮らしているならば、自分の居室のインテリア、家具とそのレイアウトを自分で決めることができる。また可能であれば、手持ちの家具やマット・クッション類を持ち込むこともできる。

5.14 私がケアホームで暮らしていて、私のケアと支援を担う人たち用のスペースが別途あるならば、それらはアットホームな環境をそこなわないように工夫されている。

5.15 私がケアホームで暮らしている成人であるならば、訪問客と自分たちだけで会うことができる。また、時には友人や家族、パートナーが泊まっていく計画を立てることができる。

ニーズと要望に応えるケアと支援

5.16 その土地と建物は私のニーズと希望を満たすように、工夫され、装備や家具が備えられている。

ウェルビーイング

5.17 私の環境は安定していて安全である。

5.18 私の環境は、くつろげて、オープンで、

平穏で、避けることができる限り外部からの騒音も悪臭もない。

5.19 私の環境には自然光と新鮮な空気が豊富にあり、灯り、換気、空調は私のニーズと要望に合わせて調整可能となっている。

5.20 私のニーズとの要望を満たすに十分な物理的なスペースがある。

5.21 私のニーズと要望と選択を満たすことのできる良質な設備と家具用具を利用することができる。

5.22 土地と建物、家具用具設備は清潔で整頓されており、私は管理の行き届いた環境を経験する。

5.23 私がケアホームで暮らしているならば、私は自分専用のプライベートな庭を使うことができる。

5.24 私がケアホームで暮らしていてペットを飼いたいと望むなら、事業所はそれが実現できるように少なくとも支援の努力をする。

5.25 私がケアホームで暮らしている児童または若者であるならば、他の誰かと居室を共有するニーズや要望が出てくる可能性もある。その意思決定には私も参加する。

5.26 私がケアホームで暮らしている成人であるならば、私のニーズに合った自身の居室を持っている。しかしパートナーや親戚や親友と一緒に暮らす、あるいは居室を共有することを選ぶことができる。

5.27 私がケアホームで暮らしている成人であるならば、自分の居室で訪問客と共に過ごしても不自由しない十分なスペースがある。

5.28 私がケアホームで暮らしている成人

であるならば、居室にシャワーがついており、望むなら風呂に入ることも選べる。特別な目的で設計されていない小さなケアホームで暮らしているならば、バスルームは他の人たちと共有するしかない可能性もある。

訳：児玉、松葉佐

翻訳に際しては、原文に記載されている

Open Government Licence v3.0

(nationalarchives.gov.uk/doc/open-government-licence/version/3) を確認した。

D. 研究発表

本研究に関する発表なし。

E. 知的財産権の出願・登録状況

特許取得・実用新案登録なし

F. 開示すべき利益相反なし